

落とし物・忘れ物の取扱いについて

保管期限：3ヶ月間

落とし物・忘れ物は、3ヶ月間はセンターハウスでお預かりをしています（飲食物は3日後に処分致します）。

保管期限を過ぎた時点で落とし主が現れない場合は、廃棄処分させて頂きます。

貴重品（財布・時計・携帯電話等）は保管期限が過ぎた後、島田警察署に届出を致します。

ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。